

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第3次報告案)」
 に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. はじめに
 意見なし

2. 検討事項等
 (1) 検討事項
 意見なし

(2) 検討に当たっての基本的考え方

1) 水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方
 意見なし

2) 水質環境基準健康項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
1	水質環境基準を水道水の水質基準値と同じと設定する科学的根拠はどのようなものか。	1	カドミウムの水質環境基準値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に設定しており、直接飲用による影響と水質汚濁に由来する食品経由の影響を考慮しています。直接飲用による影響については、水道水質基準と同等としており、また、食品経由の影響については、魚類における蓄積について、飲料水の水質基準程度であれば問題ないと考えられることから、カドミウムの環境基準値は水道水質基準の水質基準値と同じになりました。引き続き、新たな科学的知見に基づいて、より適切な環境基準健康項目の設定に向けた検討を行ってまいります。

3) 環境基準の適用等に当たっての基本的考え方

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
2	河川、湖沼、海域、地下水の全てに同じ基準を適用することとなっているが、各水域の水は同じように飲料用に供されるものではないため、それぞれの用途に合わせた環境基準を設定すべきである。	2	環境基準は広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいこと、地下水と河川・海域などの公共用水域は一体として一つの水循環系を形成していることから、飲料水源のみならず、全ての水域に同じ基準を適用することを基本としております。

4) 自然的原因による水質汚濁の取扱い

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
3	基準値は一律に設定されることとなっているが、生物多様性などの観点からも地域特性についても考慮した検討とすべきである。	1	水質環境基準健康項目については、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要がある物質」を選定しており、生物多様性の観点は含んでおりません。 環境基準は広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいこと、地下水と河川・海域などの公共用水域は一体として一つの水循環系を形成していることから、飲料水源のみならず、全ての水域に同じ基準を適用することを基本としております。
4	基準値の超過理由の多くが自然的原因であることを考慮した場合、環境基準の廃止に向けた具体的な対応を示すべきである。	1	環境基準の設定については、環境基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により水質環境基準健康項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当であると考えます。
5	環境基準の超過原因は休廃止鉱山が多いと考えられるが、休廃止鉱山を対象とした排水基準の強化はすべきではない。また、休廃止鉱山の排水処理に対する国の支援が従前にも増して必要である。	1	排水基準の強化については、関連する専門委員会において議論されるものと考えます。
6	自然的原因による水質汚濁について、措置命令に係る浄化基準について明記すべき。自然的原因により地下水において基準値が超過する場合、責任の所在が明確ではない。	1	地下水の水質浄化の措置命令については、関連する専門委員会において議論されるものと考えます。

3. 検討結果

(1) 水道水質基準及び土壤環境基準(農用地)の改定等を踏まえた検討

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
7	土壤汚染対策法の地下水基準も変更すべきである。	1	土壤汚染対策法については、関連する部会において議論されるものと考えます。
8	土壤汚染対策法の指定基準(土壤)について、基準が強化されるべきである。	1	土壤汚染対策法については、関連する部会において議論されるものと考えます。

ア) 検出状況

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
9	河川、地下水については検出状況が整理されているが、それ以外の湖沼、海域についても検出の状況を整理し、有無について明記すべきである。	2	別紙1の検出状況のうち、公共用水域については河川、湖沼、海域のすべてが含まれており、河川に限定したデータではありません。 また、別紙1の基準値(案)の超過地点に関するデータは、公共用水域での超過が結果的に河川に限られたものであり、河川に限ってデータを示したものではありません。 ご意見をふまえ、湖沼、海域についてはカドミウムの基準値(案)を超過するデータが無い旨を追記します。

イ) 基準値
意見なし

(2) その他(要監視項目のあり方について)
意見なし

4. 測定方法

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
10	「JIS K0102 55.1フレイム原子吸光光度法」でも、別紙3のような前処理を行うことにより測定が可能であるため、測定方法として追加してほしい。	1	JIS K0102 55.1フレイム原子吸光光度法については、定量下限値 $50 \mu\text{g/L}$ とされており、別紙3 カドミウムの測定方法 の操作を行った場合でも、今回の目標定量下限値 $0.3 \mu\text{g/L}$ を満足できないと判断しました。

別紙1
意見なし

別紙2
意見なし

別紙3 カドミウムの測定方法

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
11	キレート樹脂に係る表記で「イミノ二酢酸キレート樹脂を固定したディスク又はカートリッジ」とあるが、「イミノ二酢酸キレート樹脂を固定したカートリッジもしくはそれと同等の性能を示すもの、ディスクでも良い」との表記に変更すべきである。カートリッジは複数メーカーにより販売されているが、ディスクは1社しか製品を販売しておらず、より公平性を期した表記にすべきである。	1	ご意見を踏まえ、別紙3 カドミウムの測定方法 の(注5)に、ディスクについて追記します。
12	注5にて、「ポリプロピレン製固相カートリッジ(8ml容)」とあるが、市販品の6mlや12mlも使用されている。8mlのものに限定した意図はどのようなことか。	1	カートリッジ容量8mlとした理由については、カドミウムの吸着容量にはイミノ二酢酸キレート樹脂1グラム程度が必要とされ、通液により樹脂が膨潤することから8ml程度が妥当とされました。 カートリッジ容量については、例示として記載したものであるため、例示であることが解るように別紙3 カドミウムの測定方法 の(注5)に追記します。
13	キレート樹脂に係る表記で「イミノ二酢酸キレート樹脂を固定したディスク又はカートリッジ」とあるが、ポリアミノポリカルボン酸やN-メチルグルカミン酸の官能基を有するキレート樹脂についても追加してほしい。	1	別紙3 カドミウムの測定方法 の(注5)に記載のとおり、同等の吸着容量が得られる場合は、キレート樹脂の種類等に問わず用いてもよいとしています。